

## (平成30年度) 第2回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 平成30年12月27日(木)13時00分～15時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館1階 共用会議室3
- 3 出席者 林座長、岩田委員、小笠原委員、神山委員、武田委員、野崎委員、吉富委員、渡辺委員

### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 平成31年度地方税制改正(案)(個人住民税関係)
- (3) グローバル社会における個人住民税のあり方
- (4) 個人住民税の現年課税化について
- (5) 閉会

### 5 議事の経過

- 総務省より、議事次第(2)の内容について説明を行い、その後、意見交換が行われた。
- 総務省及び委員より、議事次第(3)の内容についてそれぞれ説明を行い、その後、意見交換が行われた。
- 総務省より、議事次第(4)の内容について説明を行い、その後、意見交換が行われた。

(以下、主な意見等)

#### 【グローバル社会における個人住民税のあり方】

- 国外出国者に対する取組として、特別徴収義務者に送付する特別徴収税額通知書に「特別徴収のしおり」を同封して、残税額の一括徴収や納税管理人の設定について案内している。
- 納税管理人は給与支払者であった者、税理士法人、親族が主に設定されている。特に国外出国者の場合には、給与支払者であった者と税理士法人が多いと思われる。

- 外国人が帰国の手続のため市町村の窓口に来訪した際に納税管理人が設定された事例や本来は必要ないが入国時に特別徴収義務者を納税管理人として設定した事例があった。
- 国外出国者に対する方策として、退職時期に関わらず、残税額の一括徴収を義務化することが考えられるが、特別徴収義務者において納税義務者が出国する情報をあらかじめ得ることが難しいこと、普通徴収の場合の納期（6月、8月、10月、1月）との関係、普通徴収の場合は徴収猶予が認められる場合であっても一括徴収されることによる生活への影響などの課題がある。
- 残税額の一括徴収の義務化は有効な手段ではあるが、外国人のみ一括徴収を義務化することは公平性に欠けるのではないか。
- 残税額の一括徴収を義務化するとしても、当初課税前に帰国した分については徴収できない。まずは納税管理人の設定を徹底することが大切なのではないか。
- 外国人が退職し、出国する場合、退職時期に関わらず、残税額の一括徴収又は納税管理人の設定のどちらかを選択してもらい、その選択結果を市町村に申告することを特別徴収義務者に義務付けることは考えられないか。
- 日本人も含めて、国外に出国する場合、残税額の一括徴収や転職先で特別徴収が継続される場合を除き、特別徴収義務者がみなし納税管理人になるということも考えられないか。これにより、みなし納税管理人にならないため、残税額を一括徴収するインセンティブになるのではないか。
- 企業では、外国人が退職する際、帰国するのか転職するのか分からない。そのことを前提にどのような方策が適当なのか議論する必要がある。
- 国外出国者の住民税を確実に徴収するには、出国時に未納がないか納税管理人を設定しているかの確認することが最も効果的。ただ出国が一時的な帰国かどうかを判断する必要があること、納税管理人の設定には、納税管理人になる者の承諾が必要なため、出国時に納税管理人を設定することが難しいといった課題がある。
- 入国時に納税管理人を義務付けることもあり得るか。例えば、特定技能として

入国する際の申請書類の一つとして納税管理人の指定を義務付けることも考えられるか。

- 住民税は初年度は税負担が発生しないため、初年度に特別徴収義務者が一定額を納税積立金として徴収し、帰国後の納税額に充当するということも考えられるか。
- 賦課期日以降で、かつ当初賦課決定となる6月までに国外出国者への対策として、特別徴収義務者があらかじめ税額相当分を徴する予納を推進することが考えられるか。ただ、特別徴収義務者において納税義務者が出国する情報をあらかじめ得ることが難しいこと、特別徴収義務者において税額相当額を計算する事務が生じること、実際の税額より予納額の方が多い場合の還付をどうするかといった課題がある。
- 未納対策に加え、税務担当職員の事務負担の軽減も期待できることから、普通徴収の口座振替義務化を考えられるか。ただ、外国人が帰国する際、口座を閉じてしまえば、効果はないか。
- 様々な課題があるものの、個人住民税の現年課税化が実現された場合には、これらの課題は解決に向け前進する。

#### 【個人住民税の現年課税化について】

- 企業において、電子化ソフト等を用いた税額の計算は、ある程度の企業規模でないと困難であり、我が国の中小企業の電子化の現状を踏まえれば現実的ではない。そもそも、企業において従業員のプライベートの所得やふるさと納税等の補足はできないので、企業側での計算結果は不正確である。結局自治体で税額の再計算を行うことになるので、社会全体で見ても、企業側で無駄な作業を行うことになるのではないか。

(以上)